

津市久居アルスプラザ

一周年記念イベント開催



令和3年3月1日

経緯

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年6月6日に予定していた久居アルスプラザのオープンを延期し、同年10月1日にグランドオープン(6月6日～9月30日はプレオープン期間)。オープンの延期に伴い予定していたオープニングイベントも延期。

令和2年4月20日の市長定例記者会見で発表

当初予定していたオープニングイベント	延期に伴う対応
竣工式、内覧会	いずれも中止 ※改めて令和2年9月29日にグランドオープニングセレモニーを開催
・ピアノ開きコンサート&アルスプラザ祝祭合唱団の発表 ・公募による市内文化芸術活動団体の舞台公演 ・地域アーティストによる演奏会	いずれも令和3年6月の開催に向けて調整
高嶋ちさ子コンサート	延期または中止

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、内容を見直しつつ、新たなイベントも加え、一周年記念イベントとして改めて開催

来館者数

令和2年6月6日から情報ラウンジやエントランスロビー等の共用部分を開放するとともに、市民サービスコーナーも開設

来 館 者 数

プレオープン期間
(R2.6.6～9.30)

26, 769人
※1日平均228人

グランドオープン後
(R2.10.1～R3.2.19)

75, 360人
※1日平均554人

総 数

(R2.6.6～R3.2.19)

102, 129人 ※1日平均403人

令和3年2月17日 来館者10万人達成



主な施設の利用状況①

施 設	プレオープン期間 (R2.6.6～9.30)		グランドオープン後 (R2.10.1～R3.2.19)	
	利用件数・延べ利用者数	稼働率	利用件数・延べ利用者数	稼働率
ときの風ホール	1件(720人) ※同時利用	1%	71件(10,337人)	69%
アールスペース			54件(5,926人)	55%
ギャラリー	0件(0人)	0%	15件(13,201人)	46%
カルチャールーム1	5件(59人)	5%	82件(3,984人)	72%
カルチャールーム2	0件(0人)	0%	69件(3,480人)	67%
カルチャールーム3	4件(22人)	4%	51件(279人)	54%
ミーティングルーム1・2	0件(0人)	0%	50件(266人)	51%

※稼働率は休館日を除いた利用可能日数に対する利用日数の割合。グランドオープニングセレモニー(9/29休館日開催)の実績は除く



主な施設の利用状況②

施 設	プレオープン期間 (R2.6.6～9.30)		グランドオープン後 (R2.10.1～R3.2.19)	
	利用件数・延べ利用者数	稼働率	利用件数・延べ利用者数	稼働率
エントランスロビー	1件(600人)	1%	6件(14,703人)	28%
ミュージックルーム1	0件(0人)	0%	52件(138人)	44%
ミュージックルーム2	0件(0人)	0%	81件(142人)	68%
バンドルーム	0件(0人)	0%	251件(405人)	91%
ピアノルーム	0件(0人)	0%	440件(708人)	96%
アトリエ	0件(0人)	0%	43件(267人)	54%

※稼働率は休館日を除いた施設利用可能日数に対する利用日数の割合





高嶋ちさ子 ～ゆかいな音楽会～

日 時:令和3年5月23日(日) 午後開催予定

場 所:久居アルスプラザ ときの風ホール

料 金:5,500円(全席指定)

チケットは、令和2年6月7日の開催を予定していたコンサートのチケットを購入されていた方を優先に販売します。

一般販売は優先販売後の状況により、空きがあれば行います。

一般販売のお申し込み方法などについては、決まり次第、久居アルスプラザのホームページなどでお知らせします。



第9回郷土芸能ふれあいフェスティバル

日 時: 令和3年5月30日(日)
9時30分～15時30分(予定)

場 所: 久居アルスプラザ ときの風ホール

入 場: 無料 ※事前申し込み不要

市内各地域に伝わる郷土芸能や特産品などが一堂に会するイベントです。事前申し込みは不要ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観覧いただく方には**当日連絡先等をご記帳**いただきます。また、会場の混み具合によっては、会場入口でお待ちいただく場合がございます。広報津4月16日号でもご案内します。



文化芸術団体オンステージ

日 時:令和3年6月5日(土) 10時～18時(予定)

場 所:久居アルスプラザ ときの風ホール

入 場:無料 ※事前申し込み不要

昨年6月に予定していたオープニングイベントへの参加に応募いただいていた市内で活動する文化芸術団体のステージ発表です。事前申し込みは不要ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観覧いただく方には**当日連絡先等をご記帳**いただきます。

また、会場の混み具合によっては、会場入口でお待ちいただく場合がございます。広報津4月16日号でもご案内します。



兼重 優子氏
(ピアニスト)

アニバーサリーコンサート

日 時:令和3年6月6日(日)
11時~12時(予定)

場 所:久居アルスプラザ ときの風ホール

入 場:無料 ※整理券要(先着配布)



内山 優子氏
(ヴァイオリニスト)

ピアノとヴァイオリンによるコンサートです。観覧のお申し込みは、令和3年4月29日(木・祝)の8時30分から久居アルスプラザの窓口での受付を開始します。電話(253-4161)での受付は同日の13時から開始します。広報津4月16日号でもご案内します。同時開催を予定していたアルスプラザ祝祭合唱団の発表は12月に延期します。

地域アーティストたちの競演「FREE STYLE」



服部 博之氏(太鼓)



中井 智弥氏(箏)



ユッコ・ミラー氏(サックス)

日時:令和3年6月6日(日) 18時~20時(予定) 入場:無料

場所:久居アルスプラザ ときの風ホール

※整理券要(先着配布)

観覧のお申し込みは、令和3年4月29日(木・祝)の8時30分から
久居アルスプラザの窓口での受付を開始します。

電話(253-4161)での受付は同日の13時から開始します。

広報津4月16日号でもご案内します。



森谷重夫洋画展

日 時:令和3年6月5日(土)～13日(日)
9時30分～17時 ※8日(火)は休館日

場 所:久居アルスプラザ ギャラリー

入 場:無料 ※事前申し込み不要

津市安濃町出身で美術の発展と普及に尽力された洋画家森谷重夫氏(1917年～2004年)が遺された作品(約20点)の展覧会です。事前申し込みは不要ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観覧いただく方には**当日連絡先等**をご記帳いただきます。広報津4月16日号でもご案内します。



「すいえんサー」体験展示

日 時:令和3年6月6日(日)～13日(日)
9時30分～17時 ※8日(火)は休館日

場 所:久居アルスプラザ アートスペース

入 場:無料 ※事前申し込み不要

NHKの人気番組「すいえんサー」の「ぐるぐるつながる探検隊」の体験展示です。また、「スゴ技体験コーナー」も設置します。
事前申し込みは不要ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観覧いただく方には**当日連絡先等をご記帳**いただきます。
広報津4月16日号でもご案内します。

久居アルスプラザへのお問い合わせ

指定管理者

新型コロナウイルス感染拡大
防止策を徹底しながら
事業を実施していきます！
施設の利用や予約も
お待ちしております！



※指定管理者：(株)ケイミックスパブリックビジネス

開館・受付時間：8時30分～22時00分

休館日：毎週火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

電話：253-4161 FAX：253-4171 ※HPからもお問い合わせができます

2021 三重とこわか国体・三重とこわか大会

「新しい国体」津市の取り組み

感染症対策 と 運営方法の見直し

国体208日前
大会236日前



令和3年3月1日

コロナ禍の国体・大会を取り巻く状況

鹿児島国体

令和2年6月19日	第75回国民体育大会(鹿児島国体)、第20回全国障害者スポーツ大会(鹿児島大会)の今秋開催断念と両大会の延期(引き続き調整)が発表される
令和2年9月25日	「延期した鹿児島国体、鹿児島大会を2023年に開催」、「2023年、2024年に開催が内定していた佐賀県、滋賀県の国民スポーツ大会は2024年、2025年に開催」が発表される

三重とこわか国体・大会

令和2年3月～7月	津市開催の三重とこわか国体なぎなた競技リハーサル大会の中止決定(3月25日)、セーリング競技、ライフル射撃競技(CP、CP以外)、ビーチバレーボール競技リハーサル大会の中止決定(6月2日)、ボウリング競技リハーサル大会の中止決定(7月27日)
令和2年8月4日	津市長定例記者会見で、2021三重とこわか国体・大会「密」回避に向けた会場変更、「新しい国体」に向けた津市の取り組みを発表
令和2年10月14日	三重県が三重とこわか国体・大会 開・閉会式の会場を「三重交通G スポーツの杜 伊勢」から「三重県総合文化センター(大ホール)」に変更を発表

冬季国体

令和2年12月10日	令和3年2月18日から秋田県で開幕の冬季国体(スキー競技)が無観客開催と発表される
令和3年1月14日	1月27日から愛知県・岐阜県で開幕の冬季国体(スケート・アイスホッケー競技)が無観客開催と発表される
令和3年2月1日	2月18日から秋田県で開幕の冬季国体(スキー競技)の「中止」が発表される

「新しい国体」 津市の取り組み

開催の意義

コロナ禍であっても

全国から参加されるアスリートの皆さんが、最高のパフォーマンスを発揮できるよう舞台を用意

三重とこわか国体・大会のスローガン
「ときめいて人 かがやいて未来」

スポーツの喜びと感動をつなぎ、
希望のきらめきを放ち、誰もが
心に残る祭典

基本方針

(令和2年8月4日 市長定例記者会見で発表)



1 安心・安全な環境の提供を最優先課題とする(感染症対策)

2 簡素・効率的な大会運営を目指す(運営方法の見直し)

安心・安全な環境の提供を最優先課題とする(感染症対策)

新たな感染症対策(約7千万円の増額)



各競技会場等での感染症対策	○「津市実行委員会感染防止対策ガイドライン」等に基づく感染症対策を実施
観客の入場制限	○県のガイドラインに基づき、観客を収容定員の50%以内に入場制限 ☞その対策として、 ①「来場者管理システム」により事前受付(来場者を把握) ②「国体チャンネル」により三重県チームの試合を中心に映像のネット配信
選手・監督、役員等の入場制限	○アップ会場や練習会場の使用計画の作成 ○控室、更衣室等を当日試合選手に限る等の入場制限や「ひな壇」への登壇者の制限

感染症対策による事業の見直し(約1億8千万円を削減)

広い会場への変更	○レスリング・柔道:メッセウイングみえ⇒サオリーナ ○なぎなた・バスケットボール:久居体育館⇄芸濃総合文化センター
監督会議や開会式等の見直し	○資料の事前送付、プログラムの見直し等による監督会議や開会式の簡素化 ○参加者数削減や時間短縮による表彰式の簡素化
人が多く集まる大型テントの見直し	○大会スケジュールを見直し、競技終了者を直ちに宿舎に移動させるなど選手座席数を削減 ○大型テントを中型テントの組合せへ変更
「ふるまい」の廃止	○地場産品等を無料でふるまう「ふるまい」の廃止
「ドリンクコーナー」の見直し	○ドリンクを無償で提供する「ドリンクコーナー」を、選手・監督等大会関係者に1人1本ずつペットボトルを配布する提供方法に見直し
「学校観戦」の見直し	○市内小中学生の児童生徒に競技会場で応援してもらう「学校観戦」を廃止 ☞代替えとして、各小中学校に向けてアスリート、指導者等による出前授業を実施

簡素・効率的な大会運営を目指す（運営方法の見直し）

運営方法の見直し(約5千万円を削減)

「輸送サービス」の見直し	○既存路線が充実している会場については、観客専用の送迎バスを確保(運行)しない ○選手・監督バスを競技役員や補助員、観客等の輸送へ最大限副次利用を図り、台数を削減
「手作りのぼり旗」の見直し	○47都道府県の「手作り応援のぼり旗」の設置会場を削減
「花いっぱい運動」の見直し	○立体花壇やプランターの花で選手等をお迎えする「花いっぱい運動」を廃止 ☞代替えとして、市民、児童生徒等から「応援メッセージ」を募り、競技会場で放映
「ミニプログラム」の見直し	○競技毎に競技日程や参加選手を紹介する「ミニプログラム」を廃止 ☞代替えとして、「総合ガイドブック」への情報の集約やWEB等の情報を充実
「総合案内所」の見直し	○主要駅等に設置する「総合案内所」の規模を縮小 ☞対応として、HPの充実やSNSの活用などWEBでの情報を充実 各案内所にタブレット端末を設置し、案内

新たな感染症対策
約7千万の増額

感染症対策による事業の見直し
約1億8千万円を削減

運営方法の見直し
約5千万円を削減

約1億6千万円を削減

総経費14億5,508万円を
令和3年度当初予算に計上

津市実行委員会新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン(案)

目 的

アスリートファーストの考えのもと、参加者の「命」と「健康」を守るために

基本的な感染防止対策

「3つの密」の防止

- ▶ マスク着用、手指消毒の徹底
- ▶ 観客等の入場制限
- ▶ 身体的距離の確保
- ▶ 換気の徹底

参加者の把握

- ▶ 参加者の連絡先を把握
- ▶ 選手・監督は「参加申込」
- ▶ 観客は「事前申込」

発熱者等の入場制限

- ▶ 参加・入場基準の設定
- ▶ 体調管理チェックシートの確認
- ▶ 入場時の検温

役割別対策

役割	対策
実行委員会	感染防止、参加者の健康把握
競技団体	競技役員・補助員の体調把握
選手団	チームスタッフの体調把握
選手・監督、役員	2週間前から体調把握
観客	氏名・連絡先の提出、検温

エリア別対策

エリア	対策
競技エリア	競技団体が定めるガイドラインに従って
受付	手指消毒、身体的距離の確保、検温等
手洗い・トイレ	石鹸、手指消毒、ドアノブ等の消毒
控室・更衣室	密の回避、参加者数の制限、換気等
観客席	収容定員の50%以内、身体的距離の確保

観客の入場制限への対応

1 事前申込

各種ガイドライン等で、収容定員の50%以内での開催が求められており、津市では「来場者管理システム」を導入し、事前申込を行い、入場制限を行うことにより、来場者及び来場者数の管理を行う

【導入目的】

- ・事前に来場者数を管理
- ・事前申込により、事前にチケットを送付することで、会場受付時の来場者の混雑回避
- ・個人情報の収取により、万が一、感染者等が発生した場合に、効率的な連絡体制の構築

2 映像配信

観客の入場制限(収容定員の50%以内)を行うことで、来場者が多く見込まれる競技や三重県選手が出場する試合で収容定員を超える人が来場し、観戦できなくなる状況が危惧される

津市では、三重県が準備を進める「国体チャンネル」と連携し、津市開催の全競技で三重県代表チームが出場する試合と決勝戦をインターネットで発信することで、多くの方に観戦していただける環境を整える

【概要】

- ・日本スポーツ協会と開催県(三重県)が共同で、インターネットのサイトで映像を配信するシステム
- ・原則、各競技の決勝戦をライブ配信(三重県では正式競技37競技、389決勝を予定)

※会場地市町が撮影した映像も国体チャンネルのサイトで配信できるよう三重県と調整中

三重とこわか国体・大会 津市開催競技

三重とこわか国体(第76回国民体育大会)

競技名		会場	会期(2021年)
バレーボール	6人制	サオリーナ	10月1日(金)～10月4日(月)
		安濃中央総合公園内体育館	
		芸濃総合文化センター内アリーナ	
	ビーチバレーボール	御殿場海岸特設会場	9月26日(日)～9月29日(水)
バスケットボール		サオリーナ	9月26日(日)～9月30日(木)
		安濃中央総合公園内体育館	
		久居体育館	
セーリング		津ヨットハーバー	9月26日(日)～9月29日(水)
ライフル射撃(CP以外)		県営ライフル射撃場 一志体育館	10月1日(金)～10月4日(月)
ライフル射撃(CP)		県警察学校射撃場	10月1日(金)～10月3日(日)
なぎなた		芸濃総合文化センター内アリーナ	9月26日(日)～9月28日(火)
ボウリング		津グランドボウル	10月1日(金)～10月4日(月)
高等学校野球(硬式)		津球場公園内野球場	10月1日(金)～10月2日(土)

会期前実施競技

競技名		会場	会期(2021年)
レスリング		サオリーナ	9月11日(土)～9月14日(火)
柔道		サオリーナ	9月18日(土)～9月20日(月)

三重とこわか大会 リハーサル大会

競技名		会場	会期(2021年)
ボウリング	知	津グランドボウル	6月20日(日)
バスケットボール	知	サオリーナ	6月5日(土)～6日(日)
車いすバスケットボール	身		
バレーボール	精	安濃中央総合公園内体育館	6月12日(土)～13日(日)

三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)

競技名		会場	会期(2021年)
ボウリング	知	津グランドボウル	10月23日(土)～ 10月24日(日)
バスケットボール	知	サオリーナ	
車いすバスケットボール	身		
バレーボール	精	安濃中央総合公園内体育館	

みんなで応援しよう



お問い合わせ先

津市実行委員会 HP

市内で開催される競技会の紹介や会場までのアクセス、イベント情報などを掲載しています



津市実行委員会 SNS

国体を身近に感じていただける投稿を連日更新し、リアルタイムな情報をお届けしています



津市実行委員会 YouTube ch

国体の情報だけでなく観光や物産の紹介など楽しんでいたいただける動画を投稿しています



三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会(国体・障害者スポーツ大会推進局内)
〒514-0056 津市北河路町19番地1 メッセウイング・みえ 2階
TEL 059-229-3373 / FAX 059-229-3260 E-Mail 229-3373@city.tsu.lg.jp

令和3年度から

公共土木施設の少額修繕を単価契約に移行



令和3年3月1日

公共土木施設の少額修繕

公共土木施設とは・・・
道路、河川、公園、下水道及び農業用の施設

平成25年度～ 身近なサービスの提供を確保・業務の集約化
～地域の事は地域で～

《50万円以下の少額修繕》

総合支所管内

《地域インフラ維持事業》

平成25年度から

H28	1億397万円
H29	1億 97万円
H30	1億323万円
R1	1億897万円

住民・自治会

要望 ↓ ↑ 即断
即決

総合支所

旧津管内

《建設部の維持事業》

住民・自治会

要望 ↓ ↑ 即断
即決

津北南工事事務所

H28	1億7,413万円
H29	1億7,386万円
H30	1億6,065万円
R1	7,065万円

※1

※ 施設修繕料のみの金額

※ 施設修繕料のみの金額
※1 R1年度は50万円を超える施設修繕料約4,000万円
及び草刈りなどの委託料約2,700万円を別途執行

平成30年度・令和元年度 津市監査委員より指摘

公共土木施設修繕の少額修繕に関して不適切と津市監査委員より指摘

- 1回目 平成 31年2月15日
- 2回目 令和 元年8月19日
- 3回目 令和 2年2月18日

『監査指摘内容(抜粋)』

- (1)作業完了後に修繕執行伺いのための書類を作成したもの
- (2)一括発注すべき案件を複数に分割して発注したもの
- (3)関係書類の施工場所の書き換えや空欄の日付を後に記入していたもの

建設部による内部調査

部局をまたいだの不適切な契約があり少人数による究明は困難

市長が副市長へ調査を指示

「津市少額修繕等内部調査委員会」を副市長が設置

調査期間:R2.3.25 ~ R2.11.26
委員:公共工事の技術及び契約事務に関して知識や経験が豊富な職員8名
(委員長は建設部長)

対象:

監査指摘	22件
H30 少額修繕	3,402件
R元 少額修繕	2,215件
計	5,617件

ヒアリング調査:延べ 323名(275件)

不適切な手続きの事実確認を調査
その原因の究明と再発防止策を講じる

調査委員会による調査結果 ①（報告書から）

意図的な分割発注

調査対象	件数 ※()契約件数
監査指摘	22件中ヒアリング調査で16件の意図的な分割発注を確認
関連又は類似の案件	全5,617件を書類調査し、その内253件の疑いのあるものからさらにヒアリングを実施した結果、34（74）件の意図的な分割発注が判明

※分割発注・・修繕を少額随契で契約するために、予定価格が50万円以下となるよう複数に分割して発注したもの

不適切事務

不適切な内容	問題点(背景、原因)
・口頭により取り組む旨決裁権者へ報告され意思決定の判断が曖昧	・地域の有力者や自治会長、市議会議員等からの再三に渡る強い要望 ・現地を確認した状況から担当者がスピード感をもって対応する必要があると判断
・50万円を超える修繕を回避する傾向	・50万円を超える修繕は指名競争入札での発注となることから修繕内容によっては官積算による仕様が必要
・相見積りの依頼が不完全	・見積書の提出を依頼する業者の選定方法のマニュアルやルールがない
・作業完了後に書類を作成	・文書の日付などの書き換えや書き足し

施工目的物の確認(品質・出来高)

意図的に分割した業務の半数を抽出し、44件の現地調査したところ問題ないことを確認

調査委員会による調査結果 ②（報告書から）

分割契約による金額面の検証

小規模修繕は、資材や人員等の確保が容易で作業員や建設機械の拘束時間が短くなることで費用が安価となる傾向があるが、一定規模(3分割以上)は官積算の方が安価となる場合がある。

官積算より高額
となった案件



	4分割	3分割	合計
件数	1(4)件	3(9)件	4(13)件
金額	737,640円	784,792円	1,522,432円

※()契約件数

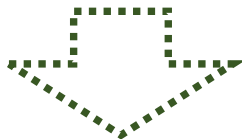
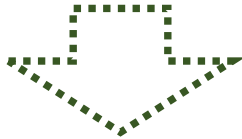
法的問題点

不適切な事務処理
損害賠償



官製談合とは言えない
不適切な事務処理は
あった

4件は意図的に分割した
ことにより市への実質的
損害を職員に求償すべき



今後の対応

職員の処分を審査

自主弁償の申出あり

再発防止へ向けた今後の取組（報告書から）

■少額随意契約制度の見直し

（現行制度の50万円以下の修繕契約）

■コンプライアンスの取組の周知徹底

■文書による記録化と透明性の確保

■公益通報制度の活用 と不当要求行為防止の推進

■職員意識改革と組織風土の再醸成



再発防止について、津市少額修繕等内部調査委員会より
ガイドラインを提言

※少額随意契約制度・・・地方自治法施行令第167条の2第1項での契約方法で予定価格50万円以下の修繕契約は2者以上の者から見積合わせを担当課で行い、予定価格の範囲内で見積額が低い者と契約を締結すること。

主な改善点(ガイドラインから)

主な改善点

【少額随意契約制度の見直し】

- ・公共土木施設の少額修繕を単価契約に移行
(半期ごとに一般競争入札で契約者・単価を決定する単価契約制度に移行)

【文書による記録化と透明性の確保】

<自課によるチェック>

- ・「指示書」にて修繕の実施を命令
- ・「打合せ簿」にて変更協議

<他課によるチェック>

- ・津市少額修繕等審査会へ1か月毎に状況報告
- ・2か月毎に検査課による検査を経て支払い

【不当圧力】

- ・公益通報制度・不当要求制度の活用
- ・要望状況の書面化及び公開

委員長から調査結果並びにガイドラインを津市監査委員に報告済

公共土木施設の少額修繕を単価契約に移行【令和3年度から実施】

市民サービス水準の維持と 職員の事務負担を留意した上での執行制度へ

今まで修繕毎に契約していたものを、予め**半期に一度**、**地域毎に規格や単価を一般競争入札で決定**しておき、個々の案件ごとに契約単価に基づいて指示を行い施工完了を確認して支払う方式を採用

- ※入札は南北工事事務所、農林水産部、上下水道事業局で実施
- ※執行は上記及び各総合支所

- ・1契約当たり総執行額は上限600万円
- ・透明性、競争性を確保した入札の実施

道路

- ・路肩等の小規模な草刈り
- ・側溝、側溝蓋などの交換
- ・側溝清掃
- ・陥没など

公園・河川

- ・小規模な草刈り
- ・施設修繕など



交通安全施設

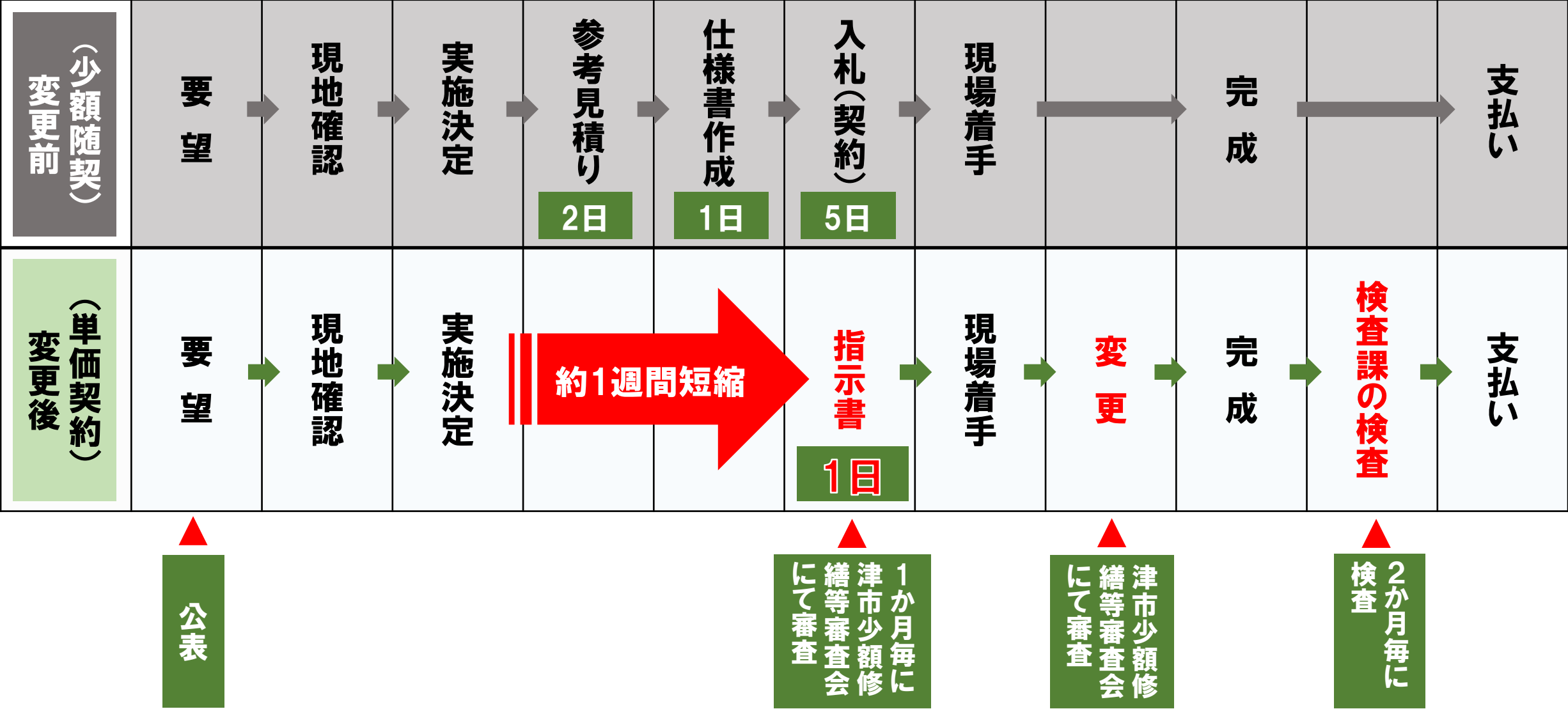
- ・区画線など



【地区割り】

北工事	河芸	安濃	芸濃	美里	
2地区	1地区	1地区	2地区	1地区	
南工事	香良洲	久居	一志	白山	美杉
1地区	1地区	1地区	1地区	1地区	3地区

公共土木施設少額修繕(単価契約)の手続きについて



公益通報制度

不当要求制度

内外事務に関して不適切な取扱い、不当な事実が思慮される場合に活用

外部からの不当な要求は、現地調査報告書等を添えて不当要求の手続きを行う

調査実施案件 調査結果報告書

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案
- 2 自治会掲示板設置補助金に関する事案
- 3 集会所建築等補助金に関する事案
- 4 防犯灯補助金に関する事案
- 5 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 6 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 7 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案
- 8 相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案
- 9 工事請負業者の地元調整に関する事案
- 10 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
(3月1日報告)
- 11 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案
- 12 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案(3月1日報告)
- 13 市職員の私的利用に関する事案(3月1日報告)
- 14 道路占用許可に関する事案
- 15 中河原西自治会の設立に関する事案(2月25日報告)
- 16 人事異動への関与に関する事案(2月25日報告)
- 17 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
(2月10日報告)
- 18 謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案(2月10日報告)
- 19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案(2月10日報告)
- 20 その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案
(20-1 2月25日報告)

倉田法律事務所 弁護士 倉田 嚴圓

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

法律顧問弁護士による市職員への聞き取り調査の結果に基づき、次のとおり、それぞれの調査事案について調査結果報告として公表する。

目 次

(令和3年3月1日報告案件)

- ・ No10「中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案」・ 1
- ・ No12「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」・・・ 4
- ・ No13「市職員の私的利用に関する事案」・・・・・・・・・・・・・・ 8

(令和3年2月25日報告案件)

- ・ No15「中河原西自治会の設立に関する事案」・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ No16「人事異動への関与に関する事案」・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ No20-1「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」・・・ 18

(令和3年2月10日報告案件)

- ・ No17「相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案」・・・ 23
- ・ No18「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ No19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」・・・・・・・・ 29

No10「中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

教育委員会及び営繕課の職員が、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から、ある塗装業者を以下の工事の下請け業者として使うことができないかという要望を受け、元請け業者にその要望を伝えた事実あり

平成27年度営教総補継第8号 美里地域施設一体型小中一貫校整備に伴う津市立美里中学校増築その他工事（以下、「本件工事」という。）

イ 事案の概要

平成27年6月 ある市議会議員から、美里中学校の出身者が代表取締役を務める塗装業者（以下、「当該塗装業者」という。）が、本件工事の関係で話があるので聞いてやって欲しいとする連絡が教育委員会にあった。

同年7月 自治会長から教育委員会に対し、本件工事に当該塗装業者を下請けに使えるかという要望があり、教育長室において、当時の教育長と教育総務課長が直接その要望を聞き、その内容は、教育総務課長から当時の施設担当副参事にその内容が伝えられている。

その後、自治会長は、当該塗装業者とともに市役所を訪れ、当時の営繕課長及び教育総務課施設担当副主幹（以下、「担当職員」という。）に対し、①当該塗装業者の社長が美里中学校出身なので、ぜひ本件工事に関わりたい、②当該塗装業者が本件工事の元請け業者に打診したものの、既に市外の塗装業者に下請けが決まっているとのことで見積さえ出させてもらえない、③下請けには、市内業者を優先させるべきである、といった要望を行った。その際、担当職員は、市内の業者を優先することは絶対ではなく、業者間の話であり津市が関与する話ではない旨、回答した上で、このやり取りを上司に報告している。

この報告を受けた営繕課長の上司であった当時の営繕担当理事は、これ以前に、ある市議会議員から教育委員会に本件工事についての連絡があったこと、自治会長から教育委員会に本件工事の下請けに関する要望が行われていたことから、元請け業者に対し、美里中学校の出身者が社長を務める当該塗装業者から、本件工事の下請けに入りたいという要望が津市にあったことを伝えたという。また、元請け業者との協議の際に、下請け業者については、市内業者への配慮事項がある旨、元請け業者に伝えていたようである。

同年11月 元請け業者から営繕課に、施工を分割（棟分け）することにより当該塗装業者を下請け業者とする旨の報告書が提出された。これを知った自治会長は、市役所を訪れ、7月に下請けの要望をしたのに、ようやく11月に下請け契約の話になった。当該塗装業者の下請け金額が、もう一社の市外の塗装業者の下請け金額に比して低いことに非常に不満を持っている。地元でのトラブル調整のためにも諸経費が必要ではないのか、地元業者がいなければ調整もできないだろう。市役所には下請けの強制権はないと言うが、強く元請け業者に要望すべきである。等と強く営繕担当理事や担当職員らに迫ったという。

これを受け、営繕担当理事及び担当職員は、元請け業者と協議を実施。市側からは、あくまで「第三者の市民からの要望」として、①市内の下請け塗装業者の工事費が安い、②地元調整には地元業者が必要ではないか、③7月に話をしたのに、なぜ今頃の下請け契約となったのか、について元請け業者に回答を求め、元請け業者からは、下請け金額に関しては、他の業者と不公平が無いように考慮して契約する予定であり、契約時期については、工事の工程をみて適時行っている、との回答を得ている。なお、この協議結果は、自治会長に伝えられている。

平成27年11月10日付け部分下請通知書によれば、元請け業者は、塗装工事につき、当該塗装業者へ4,320,000円で下請けをさせたこととなっている。

以上が、本事案の概要であるが、教育委員会及び建設部の職員から、本件工事の元請け業者に対し、あくまで「第三者の市民の要望」として自治会長の意向が伝えられたことは事実であるが、特定の業者を下請けに使うよう直接的な指示を行ったものではなく、このことをもって、元請け業者に対する下請け業者のあっせん・強要があったとは言えない。また、教育委員会からスピーカー機能を使用し元請け業者に電話をした事実は確認できなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

発注者である市職員が、元請け業者に対し、特定の業者名を告げた上で、下請けに入りたいという要望がある、他の下請け業者の請負金額の点で不満を持っている等と伝えること自体、本来、元請け業者が行うべき下請け業者の選定について、大きな影響を与えたものと考えられる。事実、当初、見積さえ出させてもらえなかった当該塗装業者が下請け業者として選定され、元

請け業者との間で4,320,000円の下請け契約を締結するに至っている。

このことは、結果として、津市や市職員が、元請け業者にプレッシャーを与えることに繋がり、自治会長や当該塗装業者に格別の配慮をしたと言われても致し方ない行為であり、営繕担当理事や担当職員らに問題となる行為がなかったとは言えない。

エ 事案の経緯と背景

工事に関わる市職員は、下請け業者の選定等は業者間の話であり、津市が介入するものではないという共通の認識を持っていた。現に、自治会長からの「市内の業者を優先すべき」との要望に対し、「市内の業者を優先させることは絶対ではない」として一度はその要望を否定し、その後の元請け業者との協議においても、「下請け業者については、市内業者への配慮事項がある」とだけ伝えている。

一方、当時、市役所全体に、「自治会長から要望があった場合には、特に幹部職員の間に、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で孤立することを恐れ、自らの権限の下、法に違反しない範囲で、できる限り要求に応じることを前提に物事を考える」といった共通の認識があり、そのため、自治会長からの要望を受けた営繕担当理事は、仕方なく、あくまでも「第三者の市民の要望」として、その要望内容を元請け業者に伝えたものと推察する。

オ 今後必要な措置、対応

そもそも、市が業者間の下請け業者の選定に関与することなど、あってはならないのは当然のことである。

本来、市職員は、自治会長の言い分の正当性について判断し、受注者に対する不当な要求にも毅然とした対応を取るべきであり、今後については、工事関係者との間で、職員がやむを得ずトラブルに巻き込まれた場合には、三重県警察との連携のもと、不当な要求に対応する措置を講じることができ、全庁的な体制整備が必要である。

No12「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

中央市民館職員等がフードバンクの食料等の保管、企業等からの食材提供の受付、運搬、設立に関する書類作成等を行っていた事実あり

イ 事案の概要

フードバンク三重は、「廃棄食品の削減と有効利用できる社会の実現を目指し、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から寄附を受け、フードバンク事業により生活困窮者等の支援を必要としている人に対して生活支援を行い、もって地域の福祉環境の向上と相互支援の社会づくりに寄与すること」を目的に、特定非営利活動法人として、平成29年1月に設立された団体である。

このフードバンク三重の設立申請にあたっては、ある職員が、平成28年春頃、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）と当時の人権担当理事、当時、環境部に所属していた職員（既に退職）から、フードバンクの設立に係る申請書の作成を依頼され、依頼を受けた職員は、特定非営利活動法人の設立に必要な「設立認証申請書」を作成し三重県等への手続きを代行した。また、平成29年1月の設立以降も「法人等の設立申請書」「法人市民税・県民税減免申請書」「事業報告書」「役員の変更届出書」を作成し三重県等への手続きを行っている。なお、これらの業務は、全て有給休暇を取得する若しくは休日を利用して勤務時間外に行っていたといい、費やした時間は概ね100時間に達したという。

中央市民館では、フードバンク三重から大型冷蔵庫及び冷蔵庫が持ち込まれフードバンク三重の倉庫に入りきらなかった食材を保管していた。また、中央市民館において、企業から直接、食材の提供を受け付け、場合によっては中央市民館職員が受け入れに際して運び入れの手伝い、物品希望者への食材の配達業務を行っていた。さらには、フードバンク三重の倉庫に保管されている期限切れの食材の処分や倉庫の清掃業務等を行う場合もあった。

中央市民館におけるフードバンク三重に対するこれらの「便宜供与」は、自治会長からの申出によることは間違いないが、当時の人権担当理事が、「フードバンク三重は社会貢献活動を目的に設立されたNPO法人であり、その活動は、中央市民館の設置目的（市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉

の増進を図るため）に合致するものである。」とする自治会長の意見を踏まえ、中央市民館としてもできる限り協力すべきとの認識を持ったことに起因する。当然のことながら、当時、自治会長の知人女性であるフードバンク三重の理事長が、中央市民館に臨時職員として勤務していたことが、当時の判断に大いに関係したことは間違いない。

とはいえ、中央市民館館長及び職員は、公の施設である市民館においてフードバンク三重の食材等を保管すること、ましてや職員が食材の運搬等の業務を勤務時間中に行うことに問題があると認識しながら、フードバンク三重による中央市民館の使用、及び職員の職務専念義務違反が常態化する中、この問題について、当時の人権担当理事や地域調整室との間で相談協議した形跡はなかった。

令和元年9月26日 中央市民館に臨時職員として勤務していたフードバンク三重の理事長が退職（退職の経緯は、「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」調査結果報告書に記載のとおり。）したことをきっかけにこの状態は一部改善されることとなる。令和元年12月、当時の人権担当理事が相生町自治会長に対し、中央市民館がフードバンク三重の食材等の引き受け場所や保管場所として利用されていることについて問題を提起し、自治会長を説得した上で、中央市民館に保管されていた食材等については、フードバンク三重に返却されることとなった。なお、中央市民館に設置されていた大型冷蔵庫及び冷蔵庫については、フードバンク三重から、中央市民館における文化祭開催時等に活用して欲しいとの申し出を受け、今もなお中央市民館に設置されている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

たとえ公益的な目的のNPO法人であっても、市とは別の民間の一団体に過ぎないのは当然であり、これを特別に扱い、本来当該団体自体が労力と費用等を費やし行うべき設立等の申請書類の作成等を市職員が全面的に行うことなど言語道断である。

当時の人権担当理事が、フードバンク三重の設立目的にある意味賛同し、後輩職員に設立申請の手続きを依頼した行為は問題があるとはしか言えない。一方、設立申請の手続きを行った職員については、一個人のために市職員が便宜を図った行為は非難されるべき事であり倫理上の問題はある。ただし、当該職員は、理事からの依頼を一種の職務命令と感じ、本来便宜を図るべきではないことを承知の上でやむなく行ったものであり、当該事務を全て業務

時間外に自らの時間と労力を費やして行っていた点からも、一概に非難できるものでもない。

中央市民館をフードバンク三重の食材等の保管場所等として使用を認めたことは、明らかに違法行為である。まして、中央市民館職員が、食材の搬入や配送等の業務を行っていたことは職務専念義務違反であることは明白である。この状態を長期間黙認してきた中央市民館長をはじめ、中央市民館を所管する地域調整室、それを統括する人権担当理事の責任は重大であると言わざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

フードバンク三重の設立の目的は、「廃棄される前の食材の有効活用と生活に困窮した人たちに食材を提供すること等により、社会貢献活動を行うことを目的」とするものであり、そのことだけを見ればNPO法人として正当な団体であると言える。平成30年10月には、その趣旨に賛同し、フードバンク三重の理事に市議会議員の妻が就任している。事実、フードバンク三重の活動自体は、生活困窮者への食材支援のほか、新入学児童に文具セットを本市小学校新入学児童へ寄贈するなど、NPO法人としての設立趣旨に沿った活動がなされていたようである。

しかし、その一方で、NPO法人設立の段階から市職員を関与させ、フードバンク三重の理事長が臨時職員として勤務する中央市民館において、職員に食材等の受け入れ、保管、配送を行わせるなど、中央市民館自体をいわば私物化していたと言える。

本来であれば、この状態を認知する中央市民館の館長が、上司である人権担当理事や中央市民館を所管する地域調整室に報告し対応を求めるなど、ここまで常態化するまでに何らかの対応は行えたはずである。

しかし、この問題は、フードバンク三重というよりは自治会長が大きく関与する問題であり、地元の市民館として自治会長に日々、直接接する職員においては、自治会長に対する恐怖心たるや他の市職員に増して大きかったことは想像に容易い。この事案は、「中間報告書」に記述する「結果として、相生町自治会長に過剰に寄り添った過度な「忖度」により、職務の公正公平な執行が歪められる事態に至った。」典型的な事例である。

なお、平成30年12月には、市議会定例会において、ある市議会議員がフードバンク三重についての発言通告したところ、自治会長から、「発言通告前に断りを入れなかった、事前に調べる前に通告を行った」等として言いがかりをつけられ、当該議員は呼びつけられた職員、議員の前で自治会長に

謝罪し（謝罪の状況は、「謝罪（丸刈り・土下座）に関する事案」に関する調査結果報告書のとおり。）、後に発言通告を撤回していることからみても、自治会長がフードバンク三重に直接的に関与していたことは明らかである。

オ 今後必要な措置、対応

本件は、NPO法人の設立趣旨、活動内容を理由に正当性を主張することで、行政の公正公平な執行を歪められた事案であると言える。この自治会問題は、本庁舎のみならず、津市役所のいかなる施設においても起こり得る問題として、とりわけ、地域住民と直接、接する機会が多い職員ほど問題に巻き込まれる可能性が高いとも言える。

全ての職員が、職員倫理の認識を再認識するとともに、不当要求に関する意識を改め、職員が不当な要求を受けた際には、直ちに相談・対応できる体制の構築が必要である。

No13「市職員の私的利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

市職員が、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）に私的に利用されていた事実あり

イ 事案の概要

自治会長は、主に地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する複数の市職員（以下、「当事者職員」という。）に、自治会長として市職員に求めることが可能な範疇を超えた、明らかに私的とも言える作業等を行わせていた。

職員からの聞き取りによれば、その私的な作業等の内容は、自治会長が管理する建物の清掃や片付け、自治会長が管理する敷地の除草や草木の管理、害虫駆除、自治会長の自宅周辺の側溝清掃や除草、このほか、自治会長の自宅への監視カメラの設置やガレージの組み立てなど、自治会長が管理する建物の改修等も当事者職員に行わせていた。さらには、驚くことに、自治会長の飼い犬の散歩、病院の予約や通院時の送迎、親族宅への私物の配達、車の洗車、車検や整備のための運転、買い物や自動車オークション会場への同行など、その私的利用の実態は極めて多岐にわたっており、想像をはるかに超えるものであった。

これら作業等の依頼は、自治会長が直接、当事者職員に依頼する以外にも、自治会長の知り合いと思われる人物、自治会長の知人女性を介して依頼されることもあったといい、中には、自治会長から依頼を受けた当事者職員の上司から、これら作業等の実施を命じられることもあったという。

当事者職員は、全体の奉仕者である公務員として自治会長の私的な作業等の依頼に応えるべきかを葛藤しつつも、その職場の状況から、これまでの例に倣うほかないといった思いから、仕方なくこれらの依頼に応じていたケースがほとんどであった。

作業等の依頼を受けた当事者職員らは、自治会長の私的な買物の一部以外は、その依頼内容から、主に平日の勤務時間内に作業を行うことを求められ、当事者職員の中には、自ら年次休暇を取得して作業等を行う者もいた。

このような状況から、当事者職員自身をはじめ、その上司、また、当事者職員がこれらの作業を行っていることを知る他の職員も、それが公務として適正でないものであることは認識していたと考えられる。

なお、当事者職員は、作業等の後に、自治会長から弁当や庶民的な店での食事等を提供されたことや、マスクなどの少額な物品を提供されたことがあ

ったというが、それ以外に、これら自治会長の私的な作業等を行う見返りとして、金銭等の報酬に値する対価を受け取ったという事実はない。当事者職員は、買物を行った際の釣銭等についても、領収書等とともに全額、自治会長に返金していたといい、自治会長が、店舗での食事の支払いを全額負担した場合は、次の食事では、市職員が全額負担するなどしていたという。

自治会長による市職員の私的利用は、これらの作業等を依頼された当事者職員の他にも、自治会長が関与する飲食店におけるイベントの際、若手職員らを店のスタッフのごとく従事させていた事案（No19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告のとおり）や、自治会長の知人女性が理事長を務めるフードバンク三重の設立、運営に関して市職員を私的に利用した事案（No12「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告のとおり）、中央市民館の職員を通じて、様々な行政手続きを仲介させる行為など、あげればきりが無いほどである。

なお、自治会長の市職員の私的利用に関し、刑罰法令に違反するおそれがあると思われる事案に関連するものについては、この調査結果には含まず、後に公表するそれぞれの事案の中で報告する。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長からの求めに応じ、公務中に一個人の私的な作業等を行う必要など一切なく、全体の奉仕者である公務員として毅然とした態度で拒否すべきであったことは言うまでもない。

当事者職員は、勤務時間中にこれらの作業等を行うことは職務専念義務違反にあたることは認識していたはずであり、たとえ、年次有給休暇を取得していたとしても、そもそも、特定の利害関係者からの理不尽な要求に応じること自体、コンプライアンスの観点から問題である。

ましてや、当事者職員の上司である職員にあっては、本来、自治会長からの要求が適正なものかを判断し、毅然とした対応が求められるところ、この状況を知りつつも、制止を行うどころか、公務でない知りつつも恐怖感や自治会長との今後の円滑な関係を優先するあまり、自治会長からの求めに応じ部下である当事者職員に作業等を命じるなど、問題解決を図ることなく黙認していた状況は、当事者職員を孤立、失望させることにも繋がり、上司としての責任は重い。

なお、当事者職員の作業等の中には、日常的かつ、頻繁に長期間にわたって行われていたものもあるが、当事者職員の行為は、地元と密接に関連した施設においては、自治会長とのトラブルを回避することを優先することが、円滑な業務に繋がるといった認識の中で、いずれの場合においても日々の業務に著しい支障を及ぼしたとまでは言えない。

また、当事者職員の中には、作業等の終了後に食事や物品を提供されたケースもあったとされるが、いずれも高額とはいえない弁当や庶民的な店での食事の提供であり、当事者職員から見返りを要求した事例もない。むしろ、自治会長からの食事や物品の提供を拒否したいとの思いを持ちつつも、拒否することが更なるトラブルに発展しかねないとの思いから、やむなく提供に応じていたと推察でき、これをもって利益供与があったとはいえない。

しかしながら、こうした特定の利害関係者から提供を受け入れる行為は、それが、社会通念上、相当と認められる範囲であったとしても、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがあり、公務員として厳に慎むべき行為といえる。

エ 事案の経緯と背景

当事者職員や、その上司らが、これら自治会長からの私的な作業等の依頼に応じるきっかけは、これら施設が、地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設として運営されてきた経緯の中で、過去から長年にわたり、「可能な限り地元自治会に寄り添った業務を行うことが、この施設に与えられた役割である」、「自治会長と良好な関係を保つことが、トラブルを回避し、今後の自身の円滑な業務に繋がる」との思いがあったためと推察できる。

当初は、自治会としての提出物を市役所に運ぶなどの、言わば「公務の範疇」とも解し得る些細な依頼であったものが、度を越えた私的な作業等の要求へと拡大して行き、一度、何らかの要求を受け入れた事例を作ると、同様の要求を受けた後任者は、前任者の行動から、更に断り難い状況に追い込まれ、自治会長からの要求は、どんどんエスカレートしていったものと考えられる。

これらの状況に陥った理由は、中間報告書にも記述した自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。当事者職員や、その上司らが、職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を受け入れてきた行為は、視点をかえれば、自治会長からの要求に応じる必要がないことを認識しつつも、これを断ることが出来ない状態にあったともいえ、自治会長と日々直接的

に接触する機会が多い地元と密接に関連した施設においては、そこで公務に従事する職員として、特に声を上げづらい雰囲気・状況であったことは、想像に難くない。

関係職員からの聞き取りによれば、地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、ゆえに、ほとんどの場合は、いわば、言われるままに自治会長の要望に応じていたという。このため、自治会長からの直接的な恫喝や強要等の事実までは確認できなかった。

オ 今後必要な措置、対応

津市役所のいかなる施設においても起こり得る問題として、とりわけ、隣保館や出張所など地域住民と直接、接する機会が多い職員ほど問題に巻き込まれる可能性が高いとも言える。

この問題は、津市職員に、公務員として職員倫理や行動規範に対する知識が不足していたという問題ではなく、不当な要求に対する職員の意識の問題である。全ての市職員が、日々の公務において職員倫理が意味することを真に理解し、不当要求対応に関する意識を今一度、再認識し、いかなる不当要求に対しても毅然とした対応がとれるよう改める必要がある。そのためにも、職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

No15「中河原西自治会の設立に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

中河原西自治会が相生町自治会から分離し設立された事実あり

イ 事案の概要

平成30年度、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から地域連携課に、中河原西自治会を分離して活動したい旨の相談があった。その際、地域連携課は、広報配布等の交付金にも関係するため自治会の内容を明らかにしてもらう必要があること、手続き書類が必要であること等を自治会長に説明している。なお、世帯数は10世帯であったが、自治会の設立には複数世帯であれば特段加入世帯数の縛りはなく、世帯数が10世帯でもそれ自体は問題とはならなかった。

平成31年4月1日付けで、中河原西自治会が相生町自治会から分離したことを届け出る「自治会分離届」が提出され、地域連携課は、関係書類として提出された、①自治会規約、②自治会専門部会設置規程、③自治会役員名簿、④会員名簿の代わりとなる加入世帯が記された住宅地図（図面上では相生町から7世帯、大井町から2世帯、中河原から1世帯の計10世帯と思われる。）により確認を行っている。また、同日付けで、自治会長の新任者を報告する「町自治会長届（分離）」が提出され、中河原西自治会は設立されるに至った。

その後、中河原西自治会の活動実態についての实地検証等は行っていないが、広報は、各世帯に配布されていたようであった。

中河原西自治会の設置目的、動機は不明である。何かの補助金の受け皿に使うつもりだったのか、とも考え得るが、中河原西自治会が何か事業に関する補助金の交付を受けているという事実はない。

令和2年12月10日、中河原西自治会は解散した。解散理由は、提出された「自治会解散届」上は、「病気の為」とあるが、詳細を尋ねたところ、役員の大半が自治会を脱退したためであるとのことであった。

中河原西自治会には、平成31年度町自治会交付金として28,100円が交付されている。また、令和2年度町自治会交付金として同じく28,100円が交付されているが、令和2年12月に当該自治会が解散したため、令和3年1月13日付け「町自治会交付金未使用報告書」が提出され、未使用分の交付金20,000円は返還された。なお、平成31年度に支払われた町自治会長報償金45,000円、令和2年度町自治会長報償金45,000円については、自治会が解散した場合にあっても返還の必要はない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為なし

そもそも任意自治会の設立に際して、法的規制はない。よって、自治会を構成する世帯数や自治会の活動内容に制限はなく、自治会の区域についても、社会通念上まとまりのある区域が想定されるものの、飛び地が認められないものでもない。

また、町自治会交付金については、「津市自治会交付金交付要綱」に基づき支払われているものであり、加えて、令和2年度は、自治会解散に伴い、20,000円の返還がなされている。町自治会長報償金についても、「町自治会並びに町自治会長及び地区自治会連合会長への公費支出基準」に基づき支払われているが、報償金については、交付金と異なり、自治会解散をした場合にあっては返還の規定はない。

これらのことから、中河原西自治会の設立、解散、交付金や報償金の支払いは、手続き上、問題があるとは言えず、自治会長からの相談を契機としているものの、市職員が何ら特別扱いをしたわけでもなく、他の自治会においても分離独立はあり、他の自治会と同様の取扱をしたまでであり、市職員に問題となる行為や行き過ぎた行為は存在しない。

エ 事案の経緯と背景

中河原西自治会設立の目的、動機は不明である。自治会長に何らかの意図があった可能性も考えられるが、書類上、手続き上、設立にも解散にも問題はないと言える。

オ 今後必要な措置、対応

特に必要な措置なし

No16「人事異動への関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長より、市職員の人事異動、昇任等の処遇について、人事課
その他職員への申し入れがあった事実あり

イ 事案の概要

人事課には、相生町自治会長のみならず、他の自治会長や市議会議員などから、市職員の処遇や仕事ぶり等について意見が寄せられることがあるという。人事課は、それらの意見を情報として記録にとどめるものの、それによって人事異動が左右されることはない。人事異動については、あくまで、各担当部長からの人事ヒアリング、本人から提出される自己希望調書、職員の年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄等を踏まえ適切に行われていると言える。

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）は、①自治会長とのトラブルをきっかけに、そのような職員は異動させた方がいい、②仕事ぶりから見て、この職員は昇任させた方がいい、③今の職場にはこの職員が必要なので異動させないでほしい、④他の職員から不満が出ているので異動させた方がいい、⑤この職員は、家庭の事情があるので考慮してやってほしい、といった意見を直接、又は間接的に人事課に伝えていたようである。

また、自治会長は、そのような人事に関する自らの意見を多くの幹部職員らの前でも話していたようである。

人事課が記録にとどめた自治会長からの意見に関する人事異動について確認したところ、全てにおいて、不自然な人事異動は見受けられなかった。

人事異動が、本人からの自己希望調書や各担当部長からの人事ヒアリングをもとに、職員の年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄等を踏まえて行われることは当然のところ、その結果として、この自治会長からの意見に限らず、人事課に寄せられた意見と合致するケースは起こり得ることである。

一方、津市事務分掌規則第9条（関連事務及び相互援助）第2項には、「事務処理上特に必要がある場合は、各所属長の権限において、適宜、他の部署の職員に援助させることができる。」と規定されており、いわゆる「相互援助」や「業務応援」という形で、人事異動の発令を伴わず職員の配置換えができることとなっている。この制度のもと、部内の相互援助や業務応援という形で自治会長の意向が働いた可能性がある事案が2件確認できた。

平成29年12月 都市計画部内での相互援助という形で、ある職員が建築指導課から津駅前北部土地区画整理事務所に配置換えされている。当時の決裁には、その理由として、「津駅前北部土地区画整理事務所が事業完了に向け行う換地処分の作業量が膨大となり、年度末にかけて人員が不足するため、部内調整の結果、相互応援として職員一人を援助職員として配置する。」と理由が付されている。この相互援助を命じられた職員は、同年12月に自治会長が経営に関与するスナックを利用した際のトラブルに起因して、自治会長から謝罪を求められ、「謝罪（土下座、丸刈り）に関する調査結果報告書」に記述があるように、その上司や関係する職員が数回にわたり呼びつけられ、自治会長に謝罪している。この謝罪と相互援助の直接的な関係性は定かではないが、自治会長の意向が働いた可能性は否定できない。

なお、当該職員と自治会長とのトラブルは人事課でも把握しており、本人からの自己希望を踏まえ、当該職員は、平成30年度の人事異動において都市計画部から他の部局へ異動している。

平成30年3月 人事異動の内示前後に自治会長から、ある環境事業課技能員の課内での態度が悪いとして、当該技能員を建設部に異動させるよう当時の環境部長に申し入れがあった。環境部長は、内示後に部を跨いだ異動はあり得ないとして、この申し出には応じなかった。

同年4月 折しも、「大型家具等ごみ出し支援事業」の開始時期であったため、環境部長は、環境政策課における同事業の受付担当として、当該技能員を環境部内の業務応援という形で、環境事業課から環境政策課への配置換えを行っている。

当該技能員に環境事業課内での態度が悪いといった実態はなく、当時、自治会長との関係が良好ではなかったことが、自治会長がこの技能員の異動を申し入れた要因であったと推察し得る。なお、当該技能員は、年度途中、環境部長に環境事業課に戻して欲しい旨を申し入れたが、環境部長は、年度末まで業務応援が必要として、本人からの申し出には応じなかった。この業務応援が直接、自治会長からの意向を踏まえた対応であったとは断定できないが、関係性は否定できない。

なお、当該技能員は、本人からの自己希望を踏まえ、平成31年度の人事異動において環境部から他の部局へ異動している。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

自治会長から人事課に意見が寄せられた人事案件の中には、本人の異動希望、能力面、年齢、人柄、経験年数、所属長の意見などからみて、不合理な人事異動と断定できるものはなかった。

一方で、自治会長からの人事異動の要求に屈したわけではないが、折衷的な解決を図るために、部内の相互援助や業務応援により職員の配置換えを行った可能性を否定できない事案が存在する。

しかし、これらの事案には、津市事務分掌規則第9条第2項に基づく相互援助を必要とする一定の理由が成立していること、また、当時の部長が、何らかの要因で自治会長との間でトラブルを抱えた職員のことを考え、当該職員と自治会長との距離を置く一つの手法として部内の配置換えを選択したものと推察し得ることから、その行為に問題があったとまでは言い切れない。

ただし、相互援助や業務応援を行う際に、こういった職員と自治会長とのトラブルの状況を人事課に報告していないことには問題があると言え、部長の権限で職員の配置換えを行う際には、事前に当該職員の意見を聞いた上で、人事課とも協議を行うなど、職員側の立場に立った対応が必要であったと言える。

エ 事案の経緯と背景

自治会長と接する機会の多い職員については、その職員の仕事ぶり等が、直接、自治会長の行動にも影響を与えるため、これら職員の人事異動（異動や昇任）に関する意見が多かったのではないかと推察する。とりわけ、地元の職員に関する意見が多かったのはそのためであろう。また、自治会長は、何らかのトラブルや自らの意に沿わないことがあったことを契機に、その職員の人事異動を求めている。

自治会長は、そのような人事に関する自らの意見を多くの幹部職員らの前で話していたと証言する者もあり、多くの職員に人事異動に関する自らの考えを聞かせることで、間接的に、人事異動に対してプレッシャーを与えていたということは想像に難くない。

オ 今後必要な措置、対応

人事担当には、職員の処遇、仕事ぶり等について、真偽のほどはともかく、外部から情報が入ることはある。

しかし、仮に、自治会長の意見に人事異動が左右されることとなれば、職員の中には、自治会長の人事への影響力を利用しようというものが現れたり、逆に、自治会長の人事への影響力を恐れて自治会長の意向に沿うようにもなりかねない。まして、自らの人事異動に関する意見を多くの幹部職員らの前で話していたとなれば尚更である。

このことを踏まえ、人事異動は、本人の希望、年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄、所属長の意見などを十分に踏まえた上で、引き続き厳格に行われるべきである。

なお、部内の相互援助や業務応援については、市長決裁を義務付けるなど
厳格なチェック体制を構築する必要がある。

No20-1「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が経営に関与するスナックにおけるイベント時に支払った会費の一部として、市庁舎内で、市職員が自治会長の知人女性から現金入りの封筒を手渡され、それを渡された市職員が、後日これを返金した事実あり

イ 事案の概要

本件は、当時、環境部に所属していた中堅職員（既に退職）が、自治会長が経営に関与するスナックにおいて、まるで店のスタッフのごとく従事させられていた若手職員の会費の値下げを自治会長に直談判したこと（この事実は、No19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」調査結果報告書に記述）に端を発する。

そもそも、これら若手職員の多くは、かねてから自治会長とプライベートでも親交のあった当該中堅職員に誘われ、スナックにおけるイベントに参加することとなった職員たちであり、この中堅職員が若手職員の出欠の確認、イベント参加者の取りまとめ等を行っていた。年々イベントの回数が増やされる中で、若手職員の会費の負担（経済的負担）が大きくなり、若手職員の中には不満を感じる者も少なくなかったため、自治会長に会費の値下げを求めるに至ったと推察する。

平成30年4月 当該中堅職員は、当時の人権担当理事に、「スナックで行われているイベント時の若手職員の会費を値下げしてもらえないか」自治会長に頼んで欲しいと依頼した。その際、人権担当理事は、着任して間もない状況で、自らが若手職員の会費の値下げを持ち掛けても自治会長は強く反発し、かえって揉め事になることを懸念したため、この依頼には応じなかった。

このため、当該中堅職員は、プライベートで参加したゴルフコンペの場所で、自治会長に対し、直接、若手職員の会費を値下げしてもらうよう進言したといい、その場では、自治会長からは特段の異論はなかったという。

理由は定かではないが、当該中堅職員の進言に疑問を抱いた自治会長は、週明けの月曜日、人権担当理事に対し、この中堅職員が会費の値下げを進言した理由について詰問し、この職員は自分から幹部職員が集まるイベントに参加させて欲しいと言いながら、今更、会費を下げて欲しいというのはおかしい等と立腹していたようである。その後、前人権担当理事と人権担当理

事（以下、「兩人権担当理事」という。）とともに、この中堅職員の上司であった環境部長と次長が自治会長に呼び出され、この中堅職員が会費の値下げを進言したことについて、上司としてどのように考え対応するのか見解を示すよう求められたという。このため、環境部長らは、この中堅職員から事情を聴くこととなり、それにより自治会長とこの中堅職員との間にトラブルが生じていることを初めて知るに至った。

当該中堅職員から事情を聴いた環境部長らは、自治会長の事務所を訪問。その場には、兩人権担当理事も呼び出されていたようである。その場で自治会長は、スナックでのイベントに若手職員らが参加する意義や自らの考えを一方的に主張した上で、この中堅職員に自らの主張を伝え、改めて本人の真意を確認するよう環境部長らに迫ったという。

これとは別に、ある日の深夜、若手職員2名が自治会長の事務所に呼び出され、自治会長から、当該中堅職員が会費の値下げを進言するに至った経緯や、若手職員のイベントへの参加に対する思い等について詰問を受けている。なお、この場面にも、兩人権担当理事と環境部長及び次長が呼び出されている。

このような状況が続く中、自治会長は、人権担当理事に、「会費が高いと言うなら、若手職員がこれまでスナックに支払った金を返す」として、市役所本庁舎3階地域調整室横の相談室において、兩人権担当理事同席のもと、自治会長の知人女性から若手職員らにそれぞれ現金入りの封筒を渡した。その場は、封筒を受け取らないという選択ができる状況ではなかったといい、突然、相談室に呼ばれ封筒を渡された若手職員らは困惑したという。また、当該中堅職員には、自治会長の知人女性から封筒を渡すよう依頼された人権担当理事から封筒が渡され、これとは別に、同日、自治会長宅に呼び出され、直接、自治会長から現金入りの封筒を渡された若手職員もいる。

これまでのスナックに支払った会費の返金だと察した若手職員らは、「たとえ会費の返金であったとしても受け取る訳にはいかない」、「返金を受け入れた場合は、今まで以上にイベント参加に対する自治会長の要求がエスカレートする」と思い、自治会長の知人女性から渡された現金入りの封筒（封筒の中には一万円札が2枚入れられていたようである。）を返却するために自治会長への面会を試みるも応じてもらえず、数日後、ようやく自治会長の知人女性を通して自治会長に全額を返金することができたという。

返金後、若手職員らは、あらためて自治会長の前で、不本意ながらも「これまで通りのお付き合いをお願いしたい」と謝罪したという。この時の状況

を、若手職員らは、自分たちのために会費の値下げを自治会長に直談判してくれた中堅職員に申し訳ないという気持ちを抱きつつも、この中堅職員の意見に同調することで、今度は、自分たちが組織の中で孤立し、自治会長からの糾弾を受けることを恐れて、自治会長の主張に同調し謝罪するしか他なかったと証言する。

これにより、自治会長との関係において孤立を深める結果となった当該中堅職員は、自治会長に会費の値下げを進言した自らの行為について、心ならずも「丸刈り」した上で自治会長に謝罪するという形で解決を図っている。

この6月の当該中堅職員の謝罪により、この問題は解決したと思われたが、同年8月、この謝罪をきっかけに自治会長との距離を置こうとした中堅職員に対する自治会長の干渉が始まり、この状況に精神的負担を感じた中堅職員は、長期病気休暇を取得し、環境部長らが業務への復帰を勧めたにもかかわらず辞職願を提出。平成31年3月末をもって市役所を退職している。

なお、当該中堅職員が辞職時に「複数の幹部職員が、特定の自治会長への利益供与に関係している事実がある」等の情報を人事課へ伝えたため、人事課は、これを公益通報に関わる可能性が高いと判断し、この中堅職員に対し、公益通報制度の内容と手続きを説明するとともに、事実確認を行っている。しかし、この中堅職員は、人事課による複数回にわたる確認に対し、公益通報制度に基づく通報を行う意思はなく、利益供与に関する事実や、さらなる情報を提供する意思はないと回答している。

以上が、「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」に関する経緯と概要であるが、市職員が受領した現金については、当該中堅職員が、自治会長が経営に関与するスナックにおける若手職員の会費の値下げを直談判したことに起因し、自治会長が、何らかの意図をもって、これまで若手職員が支払った会費の返金分として現金を渡したものと考えることが妥当である。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

まずもって、スナックでのイベントにおいて、店の従業員のごとく使用されることを知りながら、自治会長の求めに応じて、若手職員を勧誘しイベントへの参加の取りまとめを行っていた当該中堅職員の責任は免れない。

また、若手職員がスナックでのイベント時にあたかも店の従業員のごとく従事する姿に、誰一人として異を唱えなかった幹部職員にも責任がある。

今回、現金入りの封筒を受け取った若手職員については、その現金が、当該中堅職員が値下げを求めた「イベント時の会費の返金」を意味するものであったことは明白であり、この現金入り封筒が、自治会長の知人女性から突然渡されたこと、直ちに、その意図を察して、自治会長に返金していることから、若手職員らが一旦、現金を受け取った行為自体に問題があるとは言えない。一方で、封筒を渡した際に同席していた両人権担当理事については、個人の飲食に関わる返金とはいえ、状況を鑑みると、幹部職員として若手職員らの受取拒否の気持ちに寄り添った対応も可能であったはずであり、責任がないとはいえない。

なお、本事案において、当該中堅職員が退職に追い込まれるまでには、自治会長とのやり取りの中で、幹部職員として「何らかの取り得るべき行動」があったはずであり、その点においては、これら幹部職員についても責任を感じるべきである。

エ 事案の経緯と背景

関係職員からの聞き取りによれば、当該中堅職員が自治会長との関係を持つことになったきっかけは、この中堅職員が自治会長から職務態度について糾弾され一定の解決をみたことに始まる。その後、これをきっかけに、この中堅職員と自治会長との距離は縮まり、プライベートでゴルフや食事、買い物等に行く関係になったという。また、この中堅職員は、時には、自治会長に内部情報を提供し、時には、自治会長が庁舎内に配布する文書や自治会として本市等へ要望する際の文書等を作成していたと証言する職員も多い。

この中堅職員と自治会長との関係は、若手職員のみならず多くの市職員が知るところとなり、このことは、スナックにおけるイベントへの参加を勧められた若手職員らが、この誘いを断り切れなかった要因の一つでもある。

自治会長は、これまでプライベートでも親交のあった当該中堅職員が、若手職員の経済的負担を慮り、会費の値下げを直談判した行為を、自らに「反旗」を翻したともとれる行為として認識し、その行為の撤回と謝罪を期待して、執拗に、両人権担当理事や上司である環境部長、次長を通じて、様々な方法でこの中堅職員へのプレッシャーを与え続けたものと推察する。その結果、この中堅職員自らが勧誘した若手職員らを巻き込み、外堀を埋める形で、この中堅職員を「土下座・丸刈り」による謝罪へと追い込むこととなった。そして最後には、自治会長の意に反して、この中堅職員は自ら退職することを選択した。

両人権担当理事や上司である環境部長らは、数日にわたり時には深夜まで、自治会長からの呼び出しに応じており、もっと適切な対応方法があったとは

いえ、何とかして事態の收拾を図ろうと努力していたことは事実である。

一方で、当該中堅職員から見れば、両人権担当理事をはじめ環境部長らが誰一人として、自治会長の言動に異を唱えず、自治会長からの意見をそのまま自らに伝える姿勢に、職務を全うしていく気力を喪失し、退職という選択を行ったものと推察する。

オ 今後必要な措置、対応

この事案も、「No18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」及び「No19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」と同様の措置、対応が必要なことは言うまでもない。

特筆すべきは、本事案が中堅職員や若手職員が対象とされる事案であること、まして、市職員が自治会長との間でのトラブルにより退職にまで追い込まれていることにある。

外部からの不当な要求に対し徹底して立ち向かう対策は当然のことながら、全ての職員が不当な要求を受けた際に、相談・対応できる体制の強化が急務である。

最後に、この事案は、「No18「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」の一つとして、調査開始当初から、これに関係した職員から報告されていたものであるが、自治会長から渡された現金が、スナックにおけるイベント参加時の会費の一部を返金する意図をもって若手職員らに渡されたことが明白であり、本事案に係る概要及び経緯が、職員の退職に関わる内容にも触れることに配慮し、令和3年2月10日公表の調査結果報告書には、あえて記述しなかった旨、申し添える。

No17「相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から市職員を通じて津市議会議長へ品物を返却したことに伴い、政治団体を名乗る団体から津市長宛てに「公務員の告発義務についての質問状」が届けられた事実あり

イ 事案の概要

令和2年7月、人権課職員を通じて総務部長、議会事務局長が呼ばれ、自治会長から、津市議会議長からもらったとする品物を議長に返却してほしいと言われ、返却した後、返事が欲しいと依頼された。なお、その場には、他の幹部職員のほか市議会議員も同席している。

その後、議会事務局長は、品物を議長に返却し、議長に返却した旨を自治会長に伝えたが、議長から直接返事がないことに対して、議会事務局長の議長への伝え方が悪いとして「謝罪」を求められ、議会事務局長は自治会長に謝罪している。

令和2年8月21日 総務課窓口にて、政治団体を名乗る団体から津市長宛ての「公務員の告発義務についての質問状」が届けられる。

これを受け、総務部人事課は、事実確認を行うべく議会事務局長に対し、当該質問状に関する聞き取りを実施している。

令和2年8月25日 議会事務局長が議会棟第4会議室に呼ばれ、自治会長から、議長が品物を持ってきたことは公職選挙法違反にあたり、そのことを知った議会事務局長には、公務員として告発義務があると強く主張される。なお、その場には、他の幹部職員も呼び出され同席している。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為なし

公務員に職務上の告発義務があることは事実であり、これは訓示的規定ではなく義務的規定と解されている。

ただ、職務行為により認知した場合に義務が生じるものであって、それ以外については法的義務は存じない。

本事案は、一市民から一議員への物品の返却を代行するという行為は何ら議会事務局の職務行為に該当しない。また、自治会長からの一方的な話ししかなく、議会事務局長が犯罪行為を認知したとはほど遠い状態であったこ

とは明らかである。

仮に、議長が自治会長に品物を届けたということであれば、自治会長自身が公職選挙法第199条の2に違反するとして議長を告発することは容易なことであり、市側にあえて「依頼」する必要性は皆無である。

エ 事案の経緯と背景

議会事務局といえども、一市民が一議員に品物を返却する行為を取り次いだりすることは職務の範囲外といえる。そのため、そもそも一市民に過ぎない自治会長だけを特別扱いしていることが正常な状態ではない。

今回の事案は、自治会長自身がいわば種を蒔いて、それを理由に市側に「謝罪」を迫る手法であり、関係のない他の部署の幹部職員をも呼びつけ、それらの者の前で自らの影響力を誇示しようとするものである。

オ 今後必要な措置、対応

一市民に過ぎない自治会長の市行政執務に対する介入は本事案についても目に余るものである。一方、今回の事案における議会事務局長の対応には何ら非がないにも関わらず、その場に同席した幹部職員の中には、自治会長の意見に同調した者もいるなど、まさに津市役所に、「謝罪」（土下座、丸刈り）事案の温床となるような状況が醸成されていたと言わざるを得ない。

今後については、一市民を決して特別扱いしない意思を明確に持ち、職員一丸となって不当な要求に対応する措置を講じる必要がある。

No18「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

謝罪（土下座・丸刈り）の事実あり

イ 事案の概要

謝罪の原因については、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）に職員が挨拶しない、職員の態度が悪い、津市発注工事の受注業者の地元説明が悪い、道路占用を許可した業者の不手際、指定管理者従業員に愛想のない対応をされた、業務委託の受注業者の態度が悪い、自治会要望に対する回答が気に入らない、自治会長が指摘した際の説明内容・説明態度が気に入らない、自治会長が事実上経営するスナックでの態度が悪いなど、謝罪を求めるきっかけは様々である。職員に言いがかりをつける材料を見つけては、職員に謝罪させることがパターンとなっていた。

また、市議会議員に関しても、市議会議員が他の市議会議員とのトラブルを原因として本会議中に議場傍聴席からのヤジが始まり、最終的に当該市議会議員が自治会長に謝罪したケースや、本会議中の市議会議員の態度が悪いという理由で、市議会議員が自治会長に土下座して謝罪したケースもあった。

自治会長が激怒しているという話が人権担当職員やその他の職員を通して本人に伝えられ、「直ちに謝罪に行かなければ大変なことになる」、「自治会長を怒らせた場合には直ちに謝罪に行くのが当然となっている」などと言われ、人権担当理事らが謝罪の場を設定し、その場に、人権担当理事、本人とその上司、また関連する所属の幹部職員（職員が絡む案件では、職員の指導教育に関することであるとして総務部、工事業業者の不手際は、工事発注あるいは道路占用許可に関することであるとして建設部など）を同席させて、謝罪をさせていた。謝罪原因に直接関係が無くとも何らかの関連があれば、それに関連する幹部職員が同席させられ、中には、市議会議員が同席させられているケースもあった。

謝罪は、一度では終わらず、数日にわたり関係する幹部職員が呼びつけられて糾弾され、長時間にわたることや時には深夜になることもあったため、幹部職員は自らが土下座することにより他の職員らに迷惑がかからないよう、早期に当該事案を終わらせようとしていた。その場を初めて経験する職員も、幹部職員が土下座する姿を見て自らも土下座していた。

また、過去に最終的な謝罪の形として「丸刈り」にすることで自治会長の許しを得た事例を知る職員の中には、事態の收拾を図るために、心ならずも

自ら「丸刈り」にする者もいた。自治会長から上司に対し、本人に「丸刈り」にする考えはあるか確認するよう耳打ちがあり、上司を通して本人に自治会長の意向が伝えられ、「丸刈り」に至ったケースもあった。

次第に「丸刈り」により事態の收拾を図るといったことはなくなったが、一方で、謝罪により自治会長の許しを得た後に、謝罪をした者が関係職員を連れて、自治会長が事実上経営するスナックや小料理屋に行くことが常態化されていった。

上記のとおり謝罪のきっかけは様々であるが、ほとんどが、職員に問題となる行為がないか、あったとしても軽微である場合や、自治会長個人が被害や影響を受けていない場合であった。それにもかかわらず、幹部職員らが自治会長個人に対して謝罪し、時には土下座、「丸刈り」にまで至っている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

全ての職員が、理由の如何に関わらず自治会長の呼び出しに応じ、謝罪を行うことは異常であり、まして、事態の收拾を図るために土下座や「丸刈り」を行うことは異常であるといしか言いようがない。

このような形で問題解決を図ろうとした職員の行為には問題があり、謝罪の後に、関係職員が自治会長が事実上経営する飲食店を利用することは、行き過ぎた行為である。

エ 事案の経緯と背景

幹部職員を含めて多くの津市職員が、自治会長は対応に注意を要する人物であるとの認識を持つ中で、市議会議員がインターネットに掲載した内容を指摘され、平成26年の夏ごろ、議会応接室において、自治会長に土下座のうえ謝罪したこと、また、平成26年11月、教育長室において、自治会長が行政に過剰な要求を行っていた市民を糾弾し、当該市民が土下座のうえ謝罪したことは、職員の間で広く知られることとなった。

市役所全体、特に幹部職員らの間で、理由はどうあれ自治会長を怒らせたら直ちに謝罪しないと、数日にわたって幹部職員や関係職員らが呼び出されて糾弾されるなど、他の部局や多くの職員にまで波及して迷惑がかかる一方で、土下座をして謝罪をすればそれ以上の追及を受けることもなくなることも多く、土下座をして当該案件を早期に終わらせるべきであるという雰囲気

気・共通認識が広がっていった。職員の中には、上記のような状態を「洗脳されていた」という表現を使う者もいた。

自治会長からの謝罪の要求に異を唱える職員もいたが、事態が長引き、その都度同席を求められる他部局の幹部職員に迷惑がかかるなどと上司等に論され、自分の考えを変えて謝罪に至ったケースもあった。自治会長を激怒させた場合には、直ちに自治会長に謝罪をしなければ、多くの職員に迷惑がかかる、最悪の場合は、市長や副市長にも迷惑をかけ大変なことになるという認識が、人権担当理事を含む多くの幹部職員らの共通認識となっていた。

オ 今後必要な措置、対応

多くの幹部職員が、自治会長の取扱いに苦慮していたということであれば、自治会長の意向をくんで謝罪によりその場を収めるのではなく、自治会長を特別扱いしないという共通認識のもと、毅然とした対応をとるべきであった。

全庁的な不当要求に関する対応の徹底と意識改革、また、職員が不当な要求を受けた際に、相談・対応できる体制の強化が必要である。

また、自治会長からの求めに応じ、極めて頻繁に特定の飲食店を利用することについては、職員倫理の観点から問題があり、研修等により意識の改革を図るなど、早急に再発防止策を講じる必要がある。

【関連事案】

平成26年11月18日 相生町自治会長が教育長室において市民に謝罪を求め、当該市民が土下座のうえ謝罪したとされる事案について

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が、当時、行政に過剰な要求を行っていた市民に謝罪を求め、土下座させた（その際のやり取りが録音されており、インターネットに掲載されている）。

また、その様子を、教育長室に来るように自治会長が呼び寄せた津市関係職員に、逐一、目撃させた。

さらには、自治会長として、平成26年11月19日付け津市長宛ての「津市役所職員への周知の協力について（依頼）」により、別紙として添付する「協議記録」（当該依頼文書及び協議記録は、現在は議会事務局にのみ保存されており、その内容がインターネットに掲載されている）に明記する「取り決め事項」に違反する当該市民の行為を発見した場合、市職員は、速やかに自治会長に報告することを、至急、津市役所職員への周知、徹底することを依頼した。

協議記録に記載のあった市職員への聞き取り結果は、以下のとおりである。

- ①自治会長が、教育長室において、当時、行政に過剰な要求を行っていた市民に謝罪を求め、土下座させたことは事実である。
- ②協議記録に記載のある全ての職員が、教育長室における謝罪の現場に立ち会った事実までは確認されなかった。
- ③教育長室における謝罪の現場に立ち会った職員は、その多くが自治会長に、当日、急きょ呼び出された職員であり、所属の上司が不在であったため、その代わりに教育長室に出向いた職員もいた。
- ④よって、当該職員と自治会長との間で、協議を行った事実はない。
- ⑤「津市役所職員への周知の協力について（依頼）」の文書は、自治会長の指示により人権課で収受したものの、人権課が全庁各部に対して当該文書を配布し、又は周知した事実はない。なお、自治会長から市議会議長にも渡すよう指示を受けた人権課職員が、議会事務局に当該文書を届けたとのことであった。
- ⑥当該文書は、自治会長を通じて、関係する部局に配布された可能性は否定できない。
- ⑦当該市民が行政に過剰な要求を行っており、市職員がその対応に苦慮していたことは事実であるが、幹部職員が自治会長に対し当該謝罪の行為等を依頼したといった事実までは確認されなかった。

当時、当該市民への対応に市職員が苦慮していた状況は、多くの者に広く知られていたことは事実であり、自治会長は、当該市民を排除することで、また、謝罪させる状況を職員に目撃させることで、さらには、「取り決め事項」を記した文書をもって、その事実を広く職員に周知することで、自らの威力を職員に知らしめようとしたものと推察する。

文書により職員への周知、徹底は行われずとも、この事実は多くの職員が知るところとなり、それまで以上に職員は自治会長を恐れ、自ら保身のために自治会長にすり寄る職員も現れるようになっていったことは、「中間報告書」において報告したとおりである。

No19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

津市職員による飲食店の利用の事実あり

イ 事案の概要

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が経営に関与していたと思われるスナックは、20年～30年前にオープンしたようであるが、従前は、自治会長と職務の関係で繋がりのあった所属に属していた職員らが同店を個人的に利用していたにとどまっていたようである。

今回問題となっているスナックにおける市幹部職員らによる飲み会、すなわち「特定の店舗の大人数による継続的な利用」は、平成26年頃に始まり、当初は、あくまで幹部職員が交流する場として自治会長がスナックを提供するという建前で開始されたと思われる。

当初は、幹部会（議会開会前又は終了時の年4回開催、自治会長が指名した部長級職員の集まり）及び誕生日会（部長級職員の誕生日を祝う会）程度のイベントであったものが、徐々にイベントの回数が増やされ、最終的には、①幹部会（3か月に1回の頻度で、自治会長が指名する30名程度の部長級及び次長級職員が参加。年度末に開催される幹部会は退職者の送別会も兼ねていた）、②誕生日会（1か月に1回の頻度で、スナックに出入りする市職員並びに自治会長本人及び自治会長の知人女性の誕生日を祝う会）、③七夕会（7月7日前後の1週間をイベント開催日として、各部局単位にチケットを販売）、④クリスマス会（各部局単位にチケットを販売）が年間の定例行事として開催されるようになった。

また、参加者のとりまとめ等を行うイベントではないが、ホワイトデーの利用（2月14日に自治会長の知人女性やスナックの女性従業員からチョコレートを受け取った職員が、そのお礼として3月14日にスナックを利用する）も通例となっていた。

なお、七夕会及びクリスマス会のチケット制については、庁舎内でチケットを販売する行為が幹部職員らの間で問題視されたことを受け、当時の人権担当理事が自治会長にチケット制の廃止を申し入れ、部局ごとに参加人数を割り当て、各部局ごとに利用する形に改められている。

幹部会及び誕生日会は、人権担当理事が自治会長と日程を調整の上、各参加者への開催日時連絡や出欠・参加費のとりまとめを行っていた。（12月1日付けインターネット上に掲載された誕生日会の参加者名簿がそれにあたる。）また、七夕会とクリスマス会については、ある次長級職員が当時

の人権担当理事とスナックを訪れた際に自治会長から頼まれ、開催日時の連絡や各部局単位の参加者数の割り当て、参加費のとりまとめを行うようになった。

幹部会及び誕生日会には、幹部職員の他に若手の職員が呼ばれ、若手の職員は会費を支払った上で、世話人として会場のセッティングやカウンター内での炊事（調理や皿洗い）、各テーブルへの配膳、幹部職員の出迎えなど、まるで店のスタッフのごとく従事させられていた。飲食が許されていないわけではなかったが、世話人としての動きが悪いとの理由で自治会長に叱責されることを恐れ、実際には飲食することはなく、常に何らかの作業に従事していた者が多かった。

これらの若手職員は、自治会長と職務の関係で繋がりがあった所属に属していた職員や過去に自治会長から謝罪等を求められた職員のほか、自治会長とプライベートでも親交のあった中堅職員が個人的に勧誘した職員らである。もっとも、自治会長と親交のあった当該中堅職員は、若い職員の会費の負担（経済的負担）を慮り、若い職員の会費の値下げを自治会長に直談判した結果、自治会長に「営業妨害だ」と責められ、土下座して謝罪させられた上、退職している。

これに加え、自治会長は、平成30年3月、自治会長の知人が小料理屋を開店（令和元年9月に自治会長の知人女性が継承）してからは、各部局の忘年会・歓送迎会やスナックに行く前の1次会の場所として小料理屋を利用するよう働きかけていた。これを受けて、忘年会等で小料理屋を利用する部局は少なくなかった。さらには、謝罪により自治会長の許しを得た後に、スナックや小料理屋を利用することが常態化され、市職員による自治会長が関与する飲食店の利用は、次第に頻度を増すこととなり、中堅職員の中には、上司から頼まれ、意に添わずスナックや小料理屋を利用することとなった者もいた。

令和元年9月、自治会長の知人女性が小料理屋を継承することを知った当時の人権担当理事は、当該女性が当時、中央市民館の臨時職員として勤務していたことから、自治会長に対し当該臨時職員が兼業禁止に抵触することを指摘するとともに（この指摘を受けて臨時職員は令和元年9月26日に退職）、これまで続けられていたスナックにおける市職員によるイベントを取りやめるよう申し入れ、その結果、スナックでのイベント（市職員により参加者等が取りまとめられるもの）は中止され、各部局の判断で店を利用することに改められた。

しかしながら、その後の小料理屋の利用や、各部局によるスナックの利用は一定程度継続され、令和2年2月には、来客数の減少に悩む自治会長から再び小料理屋におけるイベントの再開を求められることとなり、その結果、第3木曜日を定例日として、各自の自由参加（ただし、欠席する場合は、各自で店に欠席を連絡）による飲み会（木曜会）が再開されることとなった。もっとも、この木曜会は、コロナ禍の影響で令和2年4月以降は開催されていない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長の要求に応じ、市の幹部級職員が大人数で頻回にわたり特定の飲食店を使用する状況は異常であり、悪しき慣例という言葉で収まるものではない。まして、イベントと称して特定の職員が参加者のとりまとめを行うなどの行為は、特定の市民との癒着をも疑わせる行為であり、コンプライアンスの観点からも許されないものである。さらには、約6年間にわたり、市の若手職員が会費を負担しながら従業員のごとく働く姿を数十人の幹部職員が目当たりしながら、誰一人として異議を唱えない状況は常軌を逸脱しているといっても過言ではない。

エ 事案の経緯と背景

これらの状況に陥った理由としては、自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。

さらに、これらのイベントに出席しない場合、あるいは2次会の場所としてスナックを利用しない場合は、自治会長から「誰々は来ていない」と言っていると同僚に言わせ、あたかも、イベントに出席しないことや店を利用しないことが、自治会長に「反旗」を翻したかのように見られることを恐れ、心ならずも店を利用していた職員がほとんどであった。

また、若い職員の扱いに異議を唱えた中堅職員が、自治会長から「営業妨害」だと責められ、土下座して謝罪の上、それが原因で退職したことを知る若い職員らも、自らが声をあげるにより同様の事態に追い込まれることを恐れ、スナックの利用をやめることができなかった。

オ 今後必要な措置、対応

多くの幹部職員が、当時の状況を良いものだとは認識していなかったはずであり、誰かが声を上げ、すみやかに対応を協議すべきであったと考えられる。

自治会長からの求めに応じ、市職員が極めて頻繁に特定の飲食店を利用することについては、職員倫理の観点から問題があり、研修等により意識改革を図るなど、早急に再発防止策を講じる必要がある。